

參 考 資 料

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例

平成 6 年 10 月 6 日 東京都条例第 108 号
最終改正 平成 26 年 7 月 2 日 東京都条例第 98 号

(目的)

第一条 この条例は、政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第二百号)第七条の規定に基づき、東京都知事(以下「知事」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資産等報告書等の作成)

第二条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

- 一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
 - 二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額
 - 五 有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄及び株数)
 - 六 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が百万円を超えるものに限る。) 種類及び数量
 - 七 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡ができるものに限る。) ゴルフ場の名称
 - 八 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額
 - 九 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額
- 2 知事は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって十二月三十一日において有するもの及び同日までに有しないこととなった同項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、作成しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第三条 知事(前年一年間を通じて知事であった者(任期満了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となったものにあっては、当該知事でない期間を除き前年一年間を通じて知事であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となったものにあっては、同月一日から再び知事となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

- 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基準となった事実)
 - イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二条第二項に規定する総所得金額をい

- う。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。)
- ロ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかるわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって東京都規則(以下「規則」という。)で定めるもの
- 二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の作成)

第四条 知事は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了による任期終了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となったものにあっては、同月二日から再び知事となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第五条 前三条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、知事において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、知事に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第六条 この条例に規定するもののほか、知事の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において知事である者は、同日において有する第二条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに作成しなければならない。
- 3 前項の規定により作成された資産等報告書については、第五条の規定を準用する。

附 則 (平成 13 年条例第 113 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年条例第 86 号)

- 1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の施行の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、平成十九年十月一日(以下「一部施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例第二条第一項第四号の規定の適用については、一部施行日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第三条に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

附 則 (平成 26 年条例第 98 号)

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都市外交人材育成基金条例

平成 27 年 3 月 31 日東京都条例第 6 号

(設置)

第一条 東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定に基づき、東京都都市外交人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都表彰規則

昭和47年 7月10日東京都規則第174号
最終改正 令和4年 3月31日東京都規則第90号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除き、東京都の表彰について必要な事項を定め、都民の生活と文化の向上に特に功労があつたものの事績を表彰することにより、都民の福祉増進に資することを目的とする。

第二章 表彰

(表彰)

第二条 知事は、次に掲げる区分により、東京都の区域において（都民が第五号の規定に係る行為を東京都の区域以外の区域で行つたときは、この限りでない。）顕著な功績又は模範として推奨するに倣する業績若しくは徳行のあつたものを表彰する。

一 地方自治の発達に関するもの

- イ 地域活動功労
- ロ 消防・災害対策功労
- ハ 統計功労
- ニ 税務功労

二 生活の安定と環境に関するもの

- イ 福祉・医療・衛生功労
- ロ 環境功労

三 教育の振興と文化の向上に関するもの

- イ 教育功労
- ロ 文化功労
- ハ スポーツ振興功労

四 産業の発展と技術の発達に関するもの

- イ 労働精励
- ロ 産業振興功労
- ハ 都市づくり功労
- ニ 技術振興功労

五 徳行に関するもの

- イ 善行

(欠格条項)

第三条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を受けることができない。

- 一 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- 二 その他表彰することが適当でないと認められるとき。

(再表彰)

第四条 この規則又は東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）による表彰を受けたもの及び勲章又は褒章を受章した者については、表彰しないものとする。ただし、これらの表彰又は受章の対象となつた事績とは異なる事績がある場合は、この限りでない。

(表彰の方法)

第五条 表彰は、表彰状を贈呈して行い、副賞を添えるものとする。

2 表彰を受けたものの氏名又は名称及び事績の概要是、東京都公報に登載して公表する。

(表彰の時期)

第六条 表彰は毎年十月一日に行なう。ただし、知事が必要があると認めたときは、隨時又は別に定める日に行なうことができる。

第三章 表彰手続

(表彰候補者の推薦等)

第七条 第二条に定める表彰の区分に対応する事務を担任する局等の長（東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に定める局長、同条第三項に定める室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、東京都公営企業組織条例（昭和二十七年東京都条例第八十一号）第二条に定める管理者、教育長、警視総監、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、収用委員会事務局長、消防総監及び議会局長をいう。以下「局長等」という。）は、表彰候補者があるときは、その事績を精査し、知事に内申するものとする。

(提出書類)

第八条 前条に定める内申をする場合は、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(異動報告)

第九条 第七条に定める内申をした後において、身分関係等に異動があつたときは、局長等は、遅滞なくその旨を知事に通知しなければならない。

(被表彰者の決定)

第十条 知事は、第七条に定める内申があつたときは、東京都表彰審査会の議により、表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

第四章 表彰審査会

(設置及び所掌事項)

第十二条 表彰の適正を期するため、政策企画局に東京都表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、表彰候補者について被表彰者として適當であるか否かを審査するものとする。

(構成)

第十二条 審査会は、知事及び次の職にある者をもつて構成する。

- 一 副知事
- 二 教育長
- 三 政策企画局長
- 四 政策企画局総務部長

(付議手続)

第十三条 審査会の議案は、政策企画局総務部秘書課長が整理の上、提出するものとする。

ただし、知事が必要があると認めたときは、知事が別に定める課長等（東京都組織規程第十一条第一項に規定する課長又は同条第二項に規定する担当課長をいう。）が整理の上、提出することができる。

(運営)

第十四条 審査会は、知事が主宰する。ただし、持廻りによつて審査する場合は、この限りでない。

(庶務)

第十五条 審査会の庶務は、政策企画局総務部において処理する。

第五章 補則

(委任)

第十六条 表彰候補者の推薦基準その他この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都表彰審査会規程（昭和二十八年東京都告示第百九号の二）は、廃止する。
- 3 この規則による改正前の東京都表彰規則により行なつた表彰は、この規則により行なつた表彰とみなす。

参与及び専門委員の設置等に関する規則

昭和48年 3月31日東京都規則第 54号
最終改正 平成26年 7月 9日東京都規則第113号

(通則)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条及び第百七十四条の規定に基づく参与及び専門委員(以下「参与等」という。)の設置及び運営に関する基本的事項については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(参与の設置)

第二条 東京都に参与七人以内を置く。

2 参与は、知事の策定する重要な施策について知事に進言し、又は助言する。

3 参与に関する庶務は、政策企画局において行う。

(平二六規則一一三 一部改正)

(専門委員の設置)

第三条 東京都に専門委員を置く。

2 専門委員は、知事が委託する事項(以下「委託事項」という。)について調査研究をし、知事に報告する。

3 専門委員は、一つの委託事項につき二十人以内とする。

4 委託事項、当該委託事項に係る専門委員の人数及び当該専門委員に関する庶務を行う局等は、知事が別に定める。

5 知事は、前項の規定により定めた事項を公表する。

(権限)

第四条 参与等は、職務を遂行するために、知事の事務を分掌している各局等の長に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

(選任)

第五条 参与は、都政について高い識見を有する者のうちから知事が選任する。

2 専門委員は、委託事項について専門の学識経験を有する者のうちから知事が選任する。

(任期)

第六条 参与等の任期は、一年以内とする。ただし、再任をさまたげない。

(服務)

第七条 参与等は、非常勤とする。

2 知事は、特に必要と認める場合は、参与等が執務を行なう場所及び時間を指定することができる。

(運営)

第八条 知事は、必要と認めたときは、専門委員をして共同の調査研究を行なわせることができる。

2 前項の規定に基づき専門委員が共同して調査研究する場合の実施方法については、そのつど知事が定める。

(報告)

第九条 第三条第二項の規定に基づく専門委員の報告は、文書等によるものとする。

2 知事は、専門委員から報告を受けたときは、原則として、これを公表する。

(補則)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)

顧問の設置及び運営に関する規則

昭和50年 5月23日東京都規則第155号
最終改正 平成26年 7月 9日東京都規則第112号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条の規定に基づく顧問の設置及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(顧問の設置)

第二条 東京都に顧問を置く。

2 顧問は、都政運営のあり方について、進言し、又は助言する。

(権限)

第三条 顧問は、職務を遂行するために、知事の事務を分掌している各局等の長に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

(平一六規則一二六・一部改正)

(選任)

第四条 顧問は、都政の基本的政策確立について、広い識見と経験を有する者のうちから知事が選任する。

(任期)

第五条 顧問の任期は一年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第六条 顧問は、非常勤とする。

2 知事は、特に必要と認める場合は、顧問が執務を行う場所及び時間を指定することができる。

(庶務)

第七条 顧問に関する庶務は、政策企画局において行う。

(昭五四規則一〇三・昭六〇規則三・平八規則二一一・平一三規則一二一・平一六規則一二六・平二六規則一一二 一部改正)

(補則)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則

平成11年 6月 3日規則第161号

最終改正 令和 4年 3月31日規則第 91号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、都庁マネジメント本部及び府議の設置及び運営手続について定め、もって都政の総合的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(設置等)

第二条 東京都に都庁マネジメント本部及び府議（以下「都庁マネジメント本部等」という。）を置く。

2 都庁マネジメント本部等の目的は、次のとおりとする。

- 一 都庁マネジメント本部は、東京都の行財政の最高方針、重要な施策及び課題等について、情報の共有を図り、審議策定する。
- 二 府議は、都庁マネジメント本部において審議策定された行財政の最高方針等に基づく全庁的な事案等について、情報の共有を図り、審議調整する。

(定義)

第三条 この規則において「局長」とは、東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。）第八条第一項及び東京都公営企業組織条例（昭和二十七年東京都条例第八十一号）第一条に定める局の長、組織規程第八条第一項に定める室の長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、消防総監、警視総監、選舉管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び収用委員会事務局長をいう。

2 この規則において「担当局長」とは、組織規程第九条第四項の規定により、組織規程第八条第一項に定める局に置く担当局長をいう。

第二章 都庁マネジメント本部

(構成等)

第四条 都庁マネジメント本部は、知事の主宰の下に、副知事及び教育長並びに東京都技監、政策企画局長、総務局長及び財務局長並びに当該事案に関係のある局長及び担当局長をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者から、意見又は説明を聞くことができる。

(付議事案)

第五条 都庁マネジメント本部に付議する事案は、次のとおりとする。ただし、法令若しくは条例の規定による会議等又は次条第四項の規定に該当する会議等に付議するものについては、この限りでない。

- 一 都政運営の基本方針
- 二 都政における基本的な構想及び計画
- 三 組織、人事、定数及び財政に関する基本事項
- 四 都政運営上重要な施策及び課題
- 五 その他知事が必要と認める事項

(付議手続等)

第六条 教育長又は局長は、所管事項のうち、都庁マネジメント本部に付議すべき事案があるときは、政

策企画局長に付議要求するものとする。

- 2 政策企画局長は、都庁マネジメント本部に付議すべき事案があると認めるときは、教育長（当該事案を所管する場合に限る。）又は当該事案を所管する局長に対し付議要求するよう求めるものとする。
- 3 政策企画局長は、都庁マネジメント本部への付議要求を受理したときは、速やかに都庁マネジメント本部に付議するものとする。
- 4 教育長又は局長は、前条各号に掲げる事案について情報の共有を図り、審議策定する会議等のうち、第四条第一項の規定に準じて構成するものとして政策企画局長の承認を得た会議等については、都庁マネジメント本部への付議を省略することができる。
- 5 前項の規定により政策企画局長の承認を得た会議等については、都庁マネジメント本部へ付議したものとみなす。

(開催)

第七条 都庁マネジメント本部は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 知事が必要と認める場合は、都庁マネジメント本部を書面その他の方法により開催することができる。

第三章 庁議

(構成)

第八条 庁議は、知事の主宰の下に、副知事及び教育長並びに東京都技監、局長、担当局長及び政策企画局外務長をもって構成する。

(付議事案)

第九条 庁議に付議する事案は、次のとおりとする。

- 一 都庁マネジメント本部で審議策定された行財政の最高方針等に基づく施策に関する事項
- 二 全府的な行政課題に係る施策に関する事項
- 三 その他知事が必要と認める事項

(付議手続)

第十条 政策企画局長は、都庁マネジメント本部において府議に付議すべきものとされた事案を除き、教育長（府議に付議すべき事案に關係のある場合に限る。）又は当該事案に關係のある局長と協議の上、府議に事案を付議するものとする。

(開催)

第十二条 庁議は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 知事が必要と認める場合は、府議を書面その他の方法により開催することができる。

第四章 雜則

(政策企画局長の調査等)

第十三条 政策企画局長は、必要があると認めるときは、都庁マネジメント本部等の付議事案に関し、事前に調査し、及び教育長（当該事案に關係のある場合に限る。）又は当該事案に關係のある局若しくは担当局長に対し資料の提出を求めることができる。

(都庁マネジメント本部等の庶務)

第十四条 都庁マネジメント本部等の庶務は、政策企画局において処理する。

(委任)

第十五条 都庁マネジメント本部等の運営その他この規則の実施に関し必要な事項は、政策企画局長が定める。

附 則 (略)